

平成 29 年 10 月 2 日

入会申請等に関する Q & A

Q&A



I 目次

I 協会の概要について

- Q1 二種業協会とは、どのような活動を行う団体ですか。・・・・・・・・・・ 3
- Q2 二種業協会の自主規制の対象（範囲）は何ですか。・・・・・・・・・・ 3
- Q3 会員の種類とその内容を教えてほしい。・・・・・・・・・・ 3

II 入会について

- Q4 二種業協会への入会は法律上の義務なのか。・・・・・・・・・・ 4
- Q5 平成 26 年の金商法の改正では、第二種金融商品取引業者に関連する事項として、
どのような内容が盛り込まれているか、教えてほしい。・・・・・・・・ 5

III 正会員について

- Q6 正会員として入会すると、どのようなメリットがあるか、教えてほしい。・・・・ 5
- Q7 正会員になると、どのような自主規制規則が課せられるのか。・・・・ 7

IV 入会手続について

- Q8 正会員として入会する場合の申請の手続きを教えてほしい。・・・・ 8
- Q9 事前確認書類の内容を教えてほしい。・・・・・・・・・・ 10
- Q10 事前確認書類の添付書類の内容を教えてほしい。・・・・・・・・ 10

(注) 平成 29 年 10 月 2 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。

- Q11 入会申請してから正会員になるまで、どのくらいの時間がかかるのか。・・・10
Q12 代表者等へのヒアリングとは、どのようなことを行うのか。・・・11
Q13 二種業協会への加入について、財務局等への届出は必要か。・・・11
Q14 入会金・年会費を教えてください。・・・11

◎お問い合わせ先

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

総務・会員部 会員課 電話：03-3667-2462

E-mail：kaiin@t2fifa.or.jp



(注) 平成 29 年 10 月 2 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。

I 協会の概要について

Q1 二種業協会とは、どのような活動を行う団体ですか。

A 本協会は、平成22年11月1日に設立され、平成23年6月30日付けで金融商品取引法（以下「金商法」という。）第78条に基づき内閣総理大臣から認定された、認定金融商品取引業協会です。

本協会は、金商法上の自主規制機関として、第二種金融商品取引業のうち、自己募集その他の取引等（後述Q2参照）の健全な発展及び投資者の保護に資するための諸活動を行っています。

Q2 二種業協会の自主規制の対象（範囲）は何ですか。

A 本協会では、第二種金融商品取引業のうち、いわゆるファンドの自己募集業と信託受益権等の売買等の業務について、自主規制の対象としております（注）。

具体的には、本協会の定款において、「自己募集」及び「みなし有価証券の売買その他の取引等」と規定し、それぞれ金商法第2条第8項第7号に掲げる行為（同号へ及びトに掲げる有価証券に係るものに限る。）及び金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第8項第1号から第3号まで、第8号又は第9号に掲げる行為が対象となります。

（注）第二種金融商品取引業には、この他に、有価証券等以外の市場デリバティブ取引や投資信託などの直接販売業などがありますが、これらの自主規制は、一般社団法人金融先物取引業協会及び一般社団法人投資信託協会と、それぞれ行われております。

Q3 会員の種類とその内容を教えてください。

A 本協会の会員には、3つの種類（①正会員、②電子募集会員、③後援会員）があります。それぞれの会員の概要は、以下のとおりです。

（注）以下、Q&Aにつきましては、正会員を中心として記載いたします。

なお、電子募集会員として入会を希望される場合には、本協会事務局宛ご連絡下さい。

（注）平成29年10月2日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。

	正会員	電子募集会員	後援会員
入会金	100万円	50万円	—
年会費	50万円	30万円	20万円
総会議決権	あり（2個）	あり（1個）	なし
自主規制規則の適用	あり	あり	なし
契約締結前交付書面への加入協会の記載	必要	必要	—
要件	金融商品取引業者及び登録金融機関のうち、自己募集その他の取引等を業として行う者で理事会の承認を受けた者。	第二種少額電子募集取扱業者※で理事会の承認を受けた者。 ※金商法第29条の4の3第2項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。	本協会の活動を後援する者で本協会が認める者。

Ⅱ 入会について

Q4 二種業協会への入会は法律上の義務なのか。

A 本協会としては、法令による規制と自主規制は車の両輪のごとく役割を担っていくことが重要であり、自主規制の趣旨である自治の精神に基づき、自らが策定した規則に基づき自らを律することが、第二種金融商品取引業の健全な発展のためにも重要であると考えております。

しかしながら、第二種金融商品取引業においては、これまでも、一部の登録会社による行為ではあるものの、金商法上の違反事例が後を絶たず、投資者保護及び法令等遵守などの観点から、問題とされてきております。

こうした中、平成25年12月25日付で公表された金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告において、第二種金融商品取引業者については、当局による規制・監督のみならず、自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮を組み合わせることが重要であり、自主規制機関への加入促進を図るための規制の整備を行うことが適当であるとされました。

平成27年5月29日に施行された平成26年改正金融商品取引法では、協会（自主規制機関）に加入しない第二種金融商品取引業者は、協会の定款その他の規則に準ず

(注) 平成29年10月2日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。

る内容の社内規則の作成及び当該社内規則を遵守するための体制整備が義務づけられております。

本協会では、正会員の社内規則の作成・整備に資するため、必要な社内規則の参考モデル、社内規則等の整備に関するQ&Aを作成・提示しております。

Q5 平成26年の金商法の改正では、第二種金融商品取引者に関連する事項として、どのような内容が盛り込まれているか、教えてほしい。

A 第二種金融商品取引者に関連する事項としては、主に、以下のような内容です。

- ① 少額（募集総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下）の投資型クラウドファンディング（ファンド型）を取り扱う金商業者を第二種少額電子募集取扱業者とし、参入要件の緩和（最低資本金基準の引下げ）を図るとともに、投資者保護のためのルール整備が図られた。
- ② ファンド販売業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等が禁止された。
- ③ ファンド販売業者について、第一種金融商品取引業者と同様に、「国内拠点」及び「国内における代表者」の設置が義務づけられた。
- ④ 協会に加入していないファンド販売業者について、協会の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則の作成と当該社内規則を遵守するための体制整備が義務づけられた。

Ⅲ 正会員について

Q6 正会員として入会すると、どのようなメリットがあるか、教えてほしい。

A 本協会では、現在、正会員に対して、主に、以下のようなサービスを提供しております。さらに、正会員との意見交換やアンケートなどを通じて正会員の意見・ニーズの把握に努め、より充実したサービスに努めていきます。

① 研修等の実施

内部管理統括責任者研修、営業責任者・内部管理責任者研修などの自主規制規則に基づく研修や、正会員に共通する事項、課題、関心が高い分野をテーマにした各種研修・説明会を実施しています。詳しくは、本協会HPでご確認ください。

(<http://www.t2fifa.or.jp/event/seminars>)

(注) 平成29年10月2日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。

② 「第二種金融商品取引業 実務必携」、各種Q&Aの作成・配付

第二種金融商品取引業に特化した実務必携（テキスト）や、「金融商品・取引の販売・勧誘に関するQ&A」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の実務対応に関するQ&A」等の各種Q&Aを作成し、正会員に配付しております。法令、協会規則等の理解、内容確認の際にお役立てください。

③ 協会モデル帳票の利用

本協会では、不動産信託受益権の取引に使用する顧客交付書面、法定帳簿等について協会モデル帳票を作成・提供しております（46 帳票）。今後、ファンド取引に使用するこれらのモデル帳票を順次、作成・提供していく予定です。

④ コンプライアンス相談室、税務相談室の設置

大手弁護士事務所と提携してコンプライアンス相談室（東京、大阪、名古屋）を設置し、年3回まで無料で法令、内部管理態勢の整備・構築等に関する相談を行うことができます。また、税務相談室を設置して、法人税・消費税などの税務に関して、税理士に相談（無料）を行うことができます。

⑤ FINMAC（証券・金融商品あっせん相談センター）の利用

お客様からの正会員に対する相談、苦情、紛争の解決のあっせんについて、本協会を通じて FINMAC を利用することができます。これにより、本協会の正会員は FINMAC への個別利用登録・基本利用料金（年間 10 万円）は不要となります。

⑥ 反社会的勢力の排除に関する支援

正会員の行う反社会的勢力排除の取組みを支援するため、取引時における正会員からの個別照会への対応や警察当局、財務局、弁護士会等との情報共有等を進めています。

⑦ 正会員及び電子募集会員への情報発信

本協会では、HP の正会員及び電子募集会員向け専用サイトを通じて、金融庁をはじめとする行政当局や関係団体などから得られた情報を迅速に正会員に発信しております。これにより、法令、監督指針などの改正の動きなどをタイムリーに確認することができます。また、本協会において実施した研修の動画の視聴や、届出、報告書の様式をダウンロードすることもできます。

⑧ 行政当局等への要望などの取りまとめ

本協会では、正会員からの第二種金融商品取引業に関する規制改革や税制要望な

(注) 平成 29 年 10 月 2 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。

どについて意見を取りまとめ、行政当局等への働きかけを行っております。また、法令等の改正に際しては意見提出を行っております。

⑨ 正会員からの要望の本協会業務運営への反映

本協会では、正会員代表者向け講演会・懇親会や業態別の意見交換会、正会員への個別訪問などを通して、広く正会員からの意見・要望を把握し、本協会業務運営に反映するとともに、正会員に対する業務支援の充実強化に努めております。

Q7 正会員になると、どのような自主規制規則が課せられるのか。

A 本協会は、正会員が行う自己募集その他の取引等に係る取引の勧誘の適正化に資するため、以下の自主規制規則を制定しています。正会員は、これらの規則を遵守していただく必要があります。詳しくは、本協会 HP でご確認ください。

<http://www.t2fifa.or.jp/teikan/index.html>

① 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則

- ・ 広告審査担当者を配置し、広告等の表示を行う場合には、当該担当者による審査の実施
- ・ 広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規程の制定 など

② 投資勧誘及び顧客管理等に関する規則

- ・ 適合性原則に基づく投資勧誘、顧客への十分な説明、自己責任原則の徹底、取引開始基準の設定
- ・ 顧客管理記録（氏名、住所、生年月日、職業、投資経験、投資目的・動機、資産状況等）の作成、保存 など
- ・ 顧客の金銭と事業者の個別財産との分別管理の徹底

③ 事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則（平成 30 年 1 月 1 日施行）

- ・ 正会員による事業型ファンドの販売・勧誘の審査の適正化、勧誘の適正化、事業型ファンド発行後のモニタリングの拡充及び事業者によるファンド報告書の作成、交付 など

④ 電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則

- ・ 正会員及び電子募集会員が行う電子申込型電子募集取扱業務等にかかる必要な遵守事項 など

(注) 平成 29 年 10 月 2 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。

- ⑤ 第二種業内部管理統括責任者等に関する規則
 - ・ 第二種業内部管理統括責任者、第二種業内部管理責任者、第二種業営業責任者の選任、研修の受講 など

- ⑥ 処分等に関する規則
 - ・ 本協会が正会員に対して処分や勧告を行う場合の手続き など

- ⑦ 監査規則
 - ・ 本協会が正会員に対して実施する監査 など

- ⑧ 苦情処理規則
 - ・ FINMAC で行う苦情の解決への協力
 - ・ FINMAC のあっせん手続きへの参加、FINMAC の規則の遵守
 - ・ 投資者からの苦情及び紛争処理態勢の整備 など

- ⑨ 反社会的勢力との関係遮断に関する規則
 - ・ 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針の策定・公表
 - ・ 反社会的勢力でない旨の表明確認、暴排条項の整備、情報収集、審査
 - ・ 役職員への研修等の実施
 - ・ 基本方針の実現のための社内規程の制定、管理態勢の整備 など

- ⑩ 個人情報の保護に関する指針
 - ・ 個人情報の漏えい、不正流出等を防止するための管理体制の整備 など

また、自主規制規則のほか、定款その他の規則の規定に基づき、正会員は、届出及び報告事項、資料の提出等が求められております。

IV 入会手続について

Q8 正会員として入会する場合の申請の手続きを教えてください。

A (最初のご連絡)

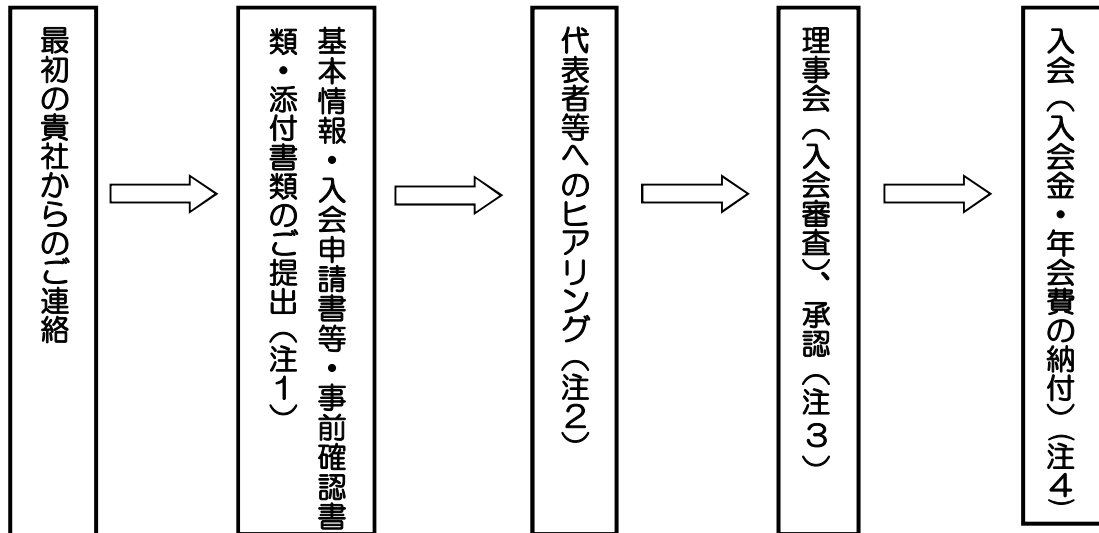
まずは、本協会にお電話か、メールでご連絡ください（電話：03-3667-2462、メール：kaiin@t2fifa.or.jp）。その際に、入会申請の手順について、ご説明をさせていただきます。また、事務局が東京都内若しくはその近郊であれば、本協会までお越しいただく

(注) 平成 29 年 10 月 2 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。

場合もあります。

なお、電子募集会員として入会される場合には、個別に事務局宛ご相談ください。

また、主な入会の手順は、以下のとおりです。



(注1) 本協会 HP 掲載の「入会申請書類一覧」及び「入会申請書類様式」を参考に各種書類をご提出ください。

(<http://www.t2fifa.or.jp/annai/index.html>)

貴社からの書類が提出されると、本協会ではその内容を確認いたします。場合によっては、追加の質問や資料のご提出をお願いしております。また、書類の提出は、原則として、基本情報及び事前確認書類については、E-mail で、(E-mail : kaiin@t2fifa.or.jp) 他の提出書類は、書面でご提出ください。

(注2) 後掲 Q12 をご参照下さい。

(注3) 理事会は、原則として毎月 1 回開催されます。

(注4) 後掲 Q14 をご参照下さい。

(注) 平成 29 年 10 月 2 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。

Q9 事前確認書類の内容を教えてください。

A 事前確認書類とは、本協会での入会審査を円滑かつ迅速に進めるため、入会に当たり予め確認させていただく事項に関する書類です。記載していただく事項のうち、主なものは以下のとおりです。詳しくは、様式及び記載要領をご確認ください。

- 会社の概要等（会社の沿革、第二種金融商品取引業の業務開始日、大株主の状況、役員
の状況、第二種金融商品取引業に従事する政令で定める使用人の状況、従業員数
など）
- 経営計画、事業計画等
- 第二種金融商品取引業の業務内容、業務の方法
- 内部管理体制の状況
- 第二種金融商品取引業の体制整備の状況
- 社内諸規程の整備状況
- 経営体制 など

Q10 事前確認書類の添付書類の内容を教えてください。

A 事前確認書類には、以下の書類を添付してください。

- 役員全員の履歴書
- 第二種金融商品取引業に従事する政令で定める使用人全員の履歴書
- 直前期の貸借対照表、損益計算書（債務超過等の場合には、その原因、資金繰りの状
況、改善計画を別紙にしてご提出ください）
- 入会后3年程度の収支見込みと算定根拠（第二種金融商品取引業以外の業務を併せて
行っている場合には、全体の内容と第二種金融商品取引業の内容を、それぞれ提出す
ること）
- 第二種金融商品取引業の業務の内容、取引のフロー図
- 社内規程
- 内部管理態勢チェックシート

Q11 入会申請してから正会員になるまで、どのくらいの時間がかかるのか。

A 入会には、理事会（原則、毎月1回開催）による入会審査・承認が必要となり、その前に事務局では、事前審査を行います。同審査では、事前確認書類をはじめ、提出された書類の内容を確認させていただき、場合によっては、追加の質問や資料の提出などを

(注) 平成29年10月2日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。

お願いすることもあります。したがって、正会員になるまでの時間について、一概に申し上げにくく、ケースバイケースとなります。

Q12 代表者等へのヒアリングとは、どのようなことを行うのか。

- A 本協会では、入会申請会社が債務超過の状況又はそのおそれがある状況にある場合、改善計画等の徴求及びヒアリングを行っていますが、特に、事業型ファンドの取扱いがある（又は予定している）入会申請会社が債務超過の状況にある場合は、経営計画、事業内容及び当該改善計画等の確認のため、会員代表予定者を訪問し、面談を実施いたします。

Q13 二種業協会の加入について、財務局等への届出は必要か。

- A 本協会への加入は、加入する金融商品取引業協会の追加、登録申請書の記載事項の変更となります。登録申請書（金商業府令別紙様式第一号、登録金融機関については、別紙様式第九号）の第2面「**手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称**」の記載項目に「**一般社団法人第二種金融商品取引業協会**」と記載し変更届出が必要となります。

本変更届出は、管轄の財務局等に対して、入会日から2週間以内に行わなければならないこととされております（本協会が交付する「入会証」のコピーを添付する必要があります）。

また、標識、広告等、契約締結前交付書面、事業報告書及び説明書類についても、記載内容の変更、対応が必要となります。

Q14 入会金・年会費を教えてください。

- A 正会員は、入会金100万円、年会費50万円となります（電子募集会員は、入会金50万円、年会費30万円となります）。入会初年度の年会費は、入会した月から入会年度末月までの月割り按分となります。

<http://www.t2fifa.or.jp/teikan/pdf/kaihi-rule201604.pdf>

(注) 平成29年10月2日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。

お問い合わせ先

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

総務・会員部 会員課 電話：03-3667-2462

E-mail：kaiin@t2fifa.or.jp



(注) 平成 29 年 10 月 2 日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。